

○ 星薬科大学図書館規程

(昭和 53 年 3 月 24 日制定)

(2024 年 2 月 7 日改定)

(目的)

第 1 条 この規程は、星薬科大学学則第 69 条に基づき、図書館の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第 2 条 星薬科大学図書館（以下「図書館」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料(以下「図書館資料」という。)の一元的な収集、整理及び提供
- (2) 学術情報に関する事項
- (3) 他の図書館等との連携協力
- (4) その他図書館長（以下「館長」という。）の諮問した事項

(組織)

第 3 条 図書館に館長を置く。

第 4 条 館長は、学長が指名するものをもって充てる。

第 5 条 館長は学長の命を受け、館務を掌理する。

(図書館運営委員会)

第 6 条 図書館の運営等に関する重要事項を審議するため、図書館に図書館運営委員会を置く。

- 2 図書館運営委員会に関する規程は別に定める。

(運用)

第 7 条 図書館資料の収集、管理及び運営は、別に定める図書館図書管理規程による。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この規程は、昭和 53 年 3 月 25 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 8 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。